

## 中央学院大学大学運営に関する基本方針

(令和4年6月15日 学長決定)

中央学院大学は、建学の精神に基づき、大学の理念・目的および大学の将来を見据えた計画を実現するために、大学運営に関する方針を次の通り定めます。

### I. 運営体制

1. 学長のもと、大学の運営における意思決定と組織間の連絡調整を図るため、学部長会議を置くとともに、教授会・委員会等との連携を図ります。
2. 教育・研究等の内部質保証推進を図るため、大学質保証会議を置き、自己点検・評価実施委員会による自己点検評価を行います。
3. 監事・公認会計士による監査体制を整備し、大学運営全般にわたり、業務遂行の適正化、効率化および業務に関する意識の向上を図ります。

### II. 法人との連携

1. 法人と大学との円滑かつ良好な関係を維持・発展させるために、理事長、常務理事からなる経営会議において、定期的に協議を行います。
2. 予算編成は、理事会決定の予算編成基本方針に基づき、各部署のヒアリング等を経て経営会議において行います。

### III. 事務組織

学長のもとに事務組織を編成し、事務組織および事務分掌を定めて大学の円滑な運営を図るとともに、人材育成と組織力の向上を目的としてSD（スタッフ・デベロップメント）を強化します。

### IV. 事業計画・報告

法人全体の中・長期計画に基づき、年度ごとに大学の事業計画を策定するとともに、その実施結果を事業報告書としてまとめ、公表します。

### V. 財務

法人全体の中・長期計画に示された財務戦略に基づいて、教育研究活動を安定して遂行する財務基盤を確立するとともに、適切な予算管理および予算執行を行います。